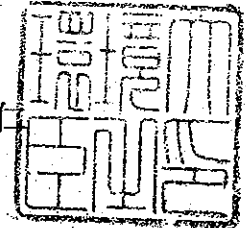


諮問第273号  
環水大士発第091130002号  
平成21年11月30日

写

中央環境審議会  
会長 鈴木基之殿

環境大臣  
小沢 鋭



カドミウムに係る土壤環境基準（農用地）及び農用地土壤汚染対策地域の指定要件等の見直しについて（諮問）

農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり諮問する。

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく土壤の汚染に係る環境基準（農用地に係るものに限る。）及び農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第3条第1項の政令で定める要件のうちカドミウムに係るもの見直しその他必要な事項について、貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

食品安全委員会より、食品中のカドミウムに関する食品健康影響評価（耐容週間摂取量  $7\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週）が示されたことを受け、現在、厚生労働省において、食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月厚生省告示第370号）に定められている米のカドミウムの成分規格を1.0 ppm未満から0.4 ppm以下に改正することについて、検討が進められているところである。

このような状況を踏まえ、カドミウムに係る土壤環境基準（農用地）及び農用地土壤汚染対策地域の指定要件等の見直しについて、貴審議会の意見を求めるものである。

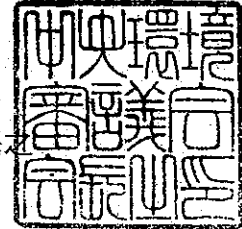


中環審第529号  
平成21年11月30日

写

中央環境審議会土壌農薬部会  
部会長 松本 聡 殿

中央環境審議会  
会長 鈴木 基



カドミウムに係る土壌環境基準（農用地）及び農用地土壌汚染対策地域の  
指定要件等の見直しについて（付議）

平成21年11月30日付け環水大土発第091130002号をもって環境大臣より、当審議会  
に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づ  
き、土壌農薬部会に付議する。